

警視廳

官房主事

高等課長統計主任 官報報告主任文官 普通試験委員文官 普通懲戒委員文官 委員消防士考試委員 員從五勳五

警視

特別高等課長文官 普通試験委員文官 普通懲戒委員文官 員從六勳六

警部

二 正七勳七松井吉太郎 四 從七勳八長谷川守三 五 兼勳從三谷 源七 勳七増田傳次郎 六 清水 義旭 六 正八勳七甲藤 如水 七 吉田 小作 七 長野 義一 八 前田 佐門 七 川村 貞四郎 九 小島 信敏 七 藤島 彦一 十 大塚 新吉 八 中濱 俊一 十一 岡本 徳次 八 神崎 清 十二 淺田 福一郎 四 林 千次郎 十三 田村 宗紀 六 久保 岩衛 十四 田村 政一 七 有光 金兵衛 十五 兼勳從七中谷 政一 八

警視廳官制 大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ工場監督官ヲ置キ理事官及技師ヲ以テ之ニ充ツ 二 工場監督官ハ警視廳ノ命ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ヲ掌ル 三 工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ニ従事ス

理事官 大正七年 正七宮本貞三郎 工場監督官 小上富次郎 工場監督官補 白川鉦三郎 小野 靜 兼技手吉原 勉 兼技手對馬 完治 兼技手山田 元文 兼技手佐藤 善吉 兼技手高瀬 眞吾 兼技手櫻石政太郎

警務部 警視廳官制 大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ 二 警務ニ關スル事項 一 警務部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

警視 第一方面 川淵 治馬 第二方面 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

技師 藤本五十五郎 永江 助二 入江 才治

警部 川淵 治馬 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

警視 第一方面 川淵 治馬 第二方面 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

技師 藤本五十五郎 永江 助二 入江 才治

警部 川淵 治馬 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

警視廳官制

大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ工場監督官ヲ置キ理事官及技師ヲ以テ之ニ充ツ 二 工場監督官ハ警視廳ノ命ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ヲ掌ル 三 工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ニ従事ス

理事官 大正七年 正七宮本貞三郎 工場監督官 小上富次郎 工場監督官補 白川鉦三郎 小野 靜 兼技手吉原 勉 兼技手對馬 完治 兼技手山田 元文 兼技手佐藤 善吉 兼技手高瀬 眞吾 兼技手櫻石政太郎

警務部 警視廳官制 大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ 二 警務ニ關スル事項 一 警務部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

警視 第一方面 川淵 治馬 第二方面 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

技師 藤本五十五郎 永江 助二 入江 才治

警部 川淵 治馬 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

警視 第一方面 川淵 治馬 第二方面 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

技師 藤本五十五郎 永江 助二 入江 才治

警部 川淵 治馬 長谷 正成 泉對信之助 江口 治 福原 末吉

警視廳

一部ニ分課ヲ設クルコトヲ要スルトキハ警視廳之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ 一 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス 一 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス 一 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

警務部長 刑事課長文官 普通試験委員文官 普通懲戒委員文官 試驗委員正六 野口 淳吉 正六勳五橋 爪 慎吾 屬中谷 政一 本郷 湯島四二〇

保安部

警視廳官制 大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ 一 建築警察、風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項 二 營業警察及交通警察等ニ關スル事項 一 部長ハ警視廳總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス 一 部ニ分課ヲ設クルコトヲ要スルトキハ警視廳之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

衛生部

警視廳官制 大正二年六月勅(抄) 一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ 一 衛生警察及衛生ニ關スル事項

警視廳

一部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

衛生部長

文官普通試験委員長 文官普通懲罰委員 戒委員 從四 勳三

技師

衛生検査所長 西崎弘太郎 正五 勳五 醫學博士

防疫職員

内務省衛生局長 中川望 正七 勳五 警視廳衛生部長 栗本庸次郎

警察職員

警視廳警員設置 明治四十三年五月勅令第二百二十九號

屠畜検査職員

屠畜取締ニ關スル職員設置 明治三十九年六月十七號

屠畜検査技師

岡林 茂實 正七 勳五 池田 彪一 正七 勳五

屠畜検査技師

岡林 茂實 正七 勳五 池田 彪一 正七 勳五

屠畜検査技師

岡林 茂實 正七 勳五 池田 彪一 正七 勳五

屠畜検査技師

岡林 茂實 正七 勳五 池田 彪一 正七 勳五

屠畜検査技師

岡林 茂實 正七 勳五 池田 彪一 正七 勳五

警視廳

警部

由明嘉源次 七 加々美武夫 九

警察醫

澁谷 米吉 七 石田 秀造 八

技手

柳川 武重 六 菅原 武藏 六

防疫官

田原 周悟 五 龍野 喜八 七

防疫官補

齋藤 福之助 正七 勳五 新崎 康舒 正七 勳五

防疫員

平石 文太郎 正七 勳五 伊藤 重直 正七 勳五

防疫監吏

田代 義一 正七 勳五 指原 重直 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

防疫員

井澤 透 正七 勳五 土屋 教一 正七 勳五

警部

東京市參事會員 安藤 兼吉 東京市參事會員 星野 錫

警察醫

東京市參事會員 溝淵 正氣 東京市參事會員 細野 順

技手

井上 千藏 井口 乘海

防疫官

井上 千藏 井口 乘海

防疫官補

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫監吏

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

防疫員

井上 千藏 井口 乘海

警視廳

消防部長

文官普通試験委員 方惟一 郎
消防士考試委員正七 總有榮一、二、官舎

消防司令

庶務課長從七、勳七 額賀仙太郎
技師 染川 豐彦

技師

七等七〇〇

消防士

七等七〇〇

消防機關士

七等七〇〇

警察練習所

大正二年六月九號(抄)

警視廳官制

大正二年六月九號(抄)

警察署

大正二年六月九號(抄)

警部補

大正二年六月九號(抄)

警視廳

消防練習所

警視廳官制 大正二年六月九號(抄)
一 警視廳ニ消防練習所ヲ置ク
消防練習所ハ消防ニ從事スル職員ノ教習及訓練ニ關スル事項ヲ掌ル

消防司令

一 消防練習所長ハ消防部長ヲ以テ之ニ充ツ上
官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

技師

技師兼消防司令 染川 豐彦

消防士

馬場由五郎 (兼) 布川 智通

消防機關士

布川 智通 (兼) 志田 紋太

警察署

警視廳官制 大正二年六月九號(抄)

警察署

大正二年六月九號(抄)

警部補

大正二年六月九號(抄)

一 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス
一 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

警察署及管轄區域表

大正二年六月九號

Table with multiple columns listing police stations and their jurisdictions. Includes names like 關 茂助, 花井 鐵郎, 山内 秀一, 關 茂助, 花井 鐵郎, 山内 秀一, etc.

警視廳

Main table listing police stations and their jurisdictions. Includes names like 日本橋區, 芝區, 芝區, etc.

警視廳

一三四四

警部補 北嶋 國助 (月二五) 坂田 芳輔 (月三三) 山本 重造

○神田外神田警察署 神田區仲町 二丁目 署長 正八、勳八 柳田 清一

警部補 (月三三) 關末廣、三六 橋本 辰彌 (月二九) 勳七 會田謙四郎 (月二五) 小坂覺四郎 (月二四) 森山 徳十

○日本橋久松町警察署 日本橋區 久松町 署長 從六、勳六 國宗 鹿太郎

警視 五等七級 日久松四一官舎 滿留 金藏 (月三〇) 宇都 良一 (月二七) 從八藤井繁次郎 (月二二) 山田文次郎 (月二〇) 大河原重範

○日本橋堀留警察署 日本橋區西 萬河岸 署長 從七 正力 松太郎

警視 七等十級 日濱二二二 沼本 義雄 (月二八) 徳成 虎雄 (月二六) 敷川嶋 早司

○日本橋新場橋警察署 日本橋區本材 木町二丁目 署長 從七、勳七 白井 友景

警部補 (月二八) 相原 豐藏 (月二七) 有松 清治 (月二二) 丸茂 利策

○京橋築地警察署 京橋區築地一丁目 署長 正六、勳五 矢野元三郎

警視 五等六級 京橋築地三二五官舎 藤原鐵太郎 (月三〇) 平國 喜齊 (月二八) 山田彦四郎 (月二八) 酒井伊大夫 (月二六) 金野重治郎 (月二四) 前田善之助 (月二三) 村松 晴一

○京橋北紺屋警察署 京橋區北紺屋町 署長 從七 石井 保

警部補 (月三三) 瀨戶口 操 (月二四) 鷹居 寛 (月二二) 宮本 晃

○京橋月島警察署 京橋區新佃島 東町一丁目 署長 正七 中 省吾

警部補 (月三〇) 田上小一郎 (月二七) 和泉 庸雄

○芝愛宕警察署 芝區愛宕町三丁目 署長 正六、勳四 野田 耕夫

警視 五等四級 芝愛宕三六官舎 竹内 仁作 九 宮澤 文作 (月二八) 勳七、宮内惣二郎 (月二七) 勳八若松 貞助 (月二七) 田上 兼吉

○芝三田警察署 芝區赤羽町 署長 正八、勳七 渡邊新三郎

警部補 (月二九) 深谷八十吉 (月二九) 表野龍太郎 (月二五) 芝區二本榎二丁目 署長 從七、勳六 山下 謙吉

○芝高輪警察署 芝區二本榎二丁目 署長 從七、勳六 山下 謙吉

警部補 矢口 定吉 (月二八) 都築彌太郎 (月二七) 市丸 熊藏 (月二三) 橋本庄之助

○麻布島居坂警察署 麻布區永坂町 署長 從七、勳七 蘭部久五郎

警視 七等十級 從七、勳七 遠藤 卯平 (月二七) 勳七 沖村 宮吉 (月二四) 小林 半一

○麻布六本木警察署 麻布區材木町 署長 從七、勳七 黑葛原新次郎

警視 七等十級 麻布材木五九 倉持菊之助 (月二五) 宇都喜之助 (月三〇)

○赤坂表町警察署 赤坂區表町三丁目 署長 正六、勳五 黒川 隆信

警視 五等六級 赤坂表三三七官舎 勳八、功七 大迫壯太郎 (月三〇) 中村 義正 (月二七) 勳八 清水 佐平 (月二〇) 田中松兵衛

○赤坂青山警察署 赤坂區青山南町 五丁目 署長 正七 翠川 潔

警視 大等九級 赤坂青山南六一〇八 四谷區左門町 署長 正七、勳七、定方清三郎

○四谷警察署 署長 正七、勳七 浦 碌郎

警部補 (月三三) 田中 米治 (月二二) 田村 兵吾 (月二二) 勳七 松原傳之輔 (月二六) 富岡 龜藏 (月二二) 田中 米治 (月二二)

○牛込神樂坂警察署 牛込區神樂町 署長 從七、勳六 福嶋 俊作

警視 五等七級 牛込區一五官舎 尾形 清太 (月二六) 齊藤 清吾 (月二三) 小嶋謙太郎 (月二二) 佐藤 徳衛 (月二二) 石館榮三郎 (月二二)

○牛込早稻田警察署 牛込區早稻田町 署長 從七、勳六 山田 一隆

警視 八等十級 牛込區早稻田二〇

警部 (月三三) 勳八 戶次 二郎

警部補 (月二五) 北嶋光太郎 (月二五) 佐伯 多助

○小石川富坂警察署 小石川區表町 署長 正七 水上 七郎

警視 大等七級 小三軒六 神代 清 (月三〇) 勳七 加茂太五郎 (月二九) 吉川 直治 (月二八) 角田 長藏 (月二六) 古屋 辰重

○小石川大塚警察署 小石川區音羽 町三丁目 署長 從七 立川 太郎

警視 七等十級 小、音羽二、二二 古谷丑之助 (月二八) 勳八 佐野 與一 (月二三) 勳八 前田 善平 (月二八) 勳八 佐野 與一 (月二三) 勳八 前田 善平

○本郷本富士警察署 本郷區本富士町 署長 從六 前田 兼實

警視 五等七級 本郷本富士三三官舎 正六、勳八 山本 誠 (月三〇) 山賀 武司 (月二九) 長田道之助 (月二八) 齊藤 尚雪 (月二八) 前田 誠孝

警視廳

一三四五

○本郷駒込警察署 本郷區駒込神明町
警視七等八級 署長 從七、勳七 成澤 貞致
本郷駒込神明町五七

警部補 藤田 琴三郎 (月二八) 藤田 芳輔
○淺草象潟警察署 淺草區象潟町
警視五等四級 署長 從六、勳五 佐々木 貞七
淺草區一〇官舎

○下谷上野警察署 下谷區車坂町
警視五等六級 署長 從六、勳大 本堂 平四郎
下西馬門三三官舎

警部 小岩喜一郎 九 須山 敏雄
警部補 小菅野 茂 (月二八) 樋口 庄作
橋本庄之丞 (月二六) 木村 長才
須藤 吉馬 (月二五)

○下谷坂本警察署 下谷區上根岸町
警視七等九級 署長 從七、勳大 市村 幸治郎
下下根岸三五

警部 萩野谷信順
警部補 織原政次郎 (月二七) 勳八 吉田 菊松
伊藤昌太郎 (月二四) 手塚 春吉
伊藤昌太郎 (月二四)

○下谷谷中警察署 下谷區上野
警視五等六級 署長 從六、勳大 馬郁之進
下上野橋本二九

○本所原庭警察署 本所區北新町
警視七等十級 署長 從七 竹上 六三郎
本所原庭橋本二二

警部 櫻井勝太郎 (月二七) 岩淵 千平
警部補 藤村 健太 (月二二) 勳七 堀之内 榮之進

○本所向島警察署 本所區小梅五町
警視七等十級 署長 從七 池田 清
本所向島小梅二五三

○深川西平野警察署 深川區西平野町
警視五等七級 署長 從六、勳五 大山 真弘
深川區西平野三五官舎

警部 兼吉 (月二七) 原 八郎
警部補 西尾 守助 (月二〇) 宮間 肅
西尾 守助 (月二〇)

○深川扇橋警察署 深川區東町
警視八等十級 署長 正八、勳七 力丸 毅
深川區東町

○品川警察署 荏原區品川町
警視六等八級 署長 正七 弘田 久壽治
荏原區品川町三五官舎

○東京水上警察署 京橋區明石河岸
警視八等十級 署長 正八、勳七 鷺見 公明
京橋區明石河岸九官舎

○品川警察署 荏原區品川町
警視六等八級 署長 正七 弘田 久壽治
荏原區品川町三五官舎

○板橋警察署 北豐島區板橋町
警視四等 署長 從七、勳七 山田 直記
北豐島區板橋町

○澁谷警察署 澁谷區澁谷町
警視五等 署長 從七、勳七 山口 竹治
澁谷區澁谷町

○新宿警察署 豐多摩區新宿町
警視六等八級 署長 正七、勳大 鈴木 元吉
豐多摩區新宿町大宇北
裏一五二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所太平警察署 本所區太平町
警視七等十級 署長 從七 本間 太郎
本所太平三五

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

警部補 長繩由治郎 (月三三) 石賀 重雄
萩野谷 昌 (月二三)

○淺草七軒町警察署 淺草區七軒町
警視六等九級 署長 正七 石川 精吉
淺草區七軒町

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

○本所相生警察署 本所區相生町
警視五等七級 署長 從六、勳大 二原 鹿二
本所相生三三二官舎

警部補

(月二九) 勳七伊能 萬美 (月二六) 池上喜一郎

(月二五) 金内庄之助 (月三三) 山崎文太郎

○板橋警察署王子分署 北豊島郡王子町大字王子

警部七 分署長 中村 吉彰

警部補 (月二八) 池田 幸藏 (月二四) 新納七太郎

○千住警察署 南足立郡千住町 大字千住一丁目

警部五 署長 新納 軍吉

警部補 (月三〇) 勳八佐藤 鶴松 (月二六) 高野 龜松

(月二五) 小谷 爲央 (月二四) 加藤 曉

○小松川警察署 南葛飾郡小松川村

警部七 署長 高野 多助

警部補 (月三〇) 岡田幸治郎 (月二八) 中村巳之吉

(月二七) 龜田 正憲 (月三三) 安樂 兼志

○八王子警察署 南多摩郡八王子町 大字本町

警視八等十級 署長 正八高橋 義信

南多摩、八王子、大字 本町

警部九

警部補 福田 政雄

(月二九) 鈴木 圭九 (月二八) 太田 義正

(月三三) 慶野七右衛門

○八王子警察署町田分署 南多摩郡町田村大字原町田

警部七 分署長 昌

○府中警察署 北多摩郡府中町

警部五 署長 木島 忠義

(月二七) 庄村 友一 (月三三) 勳八鈴木政太郎

○府中警察署田無分署 北多摩郡田無町

警部七 分署長 石川 倉吉

警部補 (月二六) 米山 延一

○青梅警察署 西多摩郡青梅町 大字青梅

警部七 署長 關根勝太郎

(月二九) 村上蘇太郎 (月二五) 宮本小三郎

○青梅警察署五日市分署 西多摩郡五日市町 大字五日市

警部七 署長 關根勝太郎

分署長

○小笠原島在勤 勳八上竹 賢治

警部七 勳七山内喜納次

○伊豆國八丈島在勤 正八勳八川畑 徳二

警部七 正八勳八梶尾 保民

○伊豆國新島在勤 正八勳八梶尾 保民

警部七 正八勳八梶尾 保民

○伊豆國大島在勤 柏倉 謙藏

警部七 (月三三) 關(巻) 兼吉

東京府大島島嶼書記菅原 兼吉

消防署

警視廳官制 大正二年六月勳(抄)

一東京府下ニ六消防署ヲ置ク

警視廳監必要アリト認ムルトキハ消防署ノ

下ニ消防分署ヲ置クコトヲ得

一消防署長ハ消防司令又ハ消防士、消防分署

長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ

消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮

監督ス

一消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ従事

シ部下ノ消防手ヲ指揮監督ス

一消防機關士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防機關ノ

運用ニ従事ス

一警視廳官制ノ規定ニ依リ消防司令ヲ以テ消防署長ニ充ツル消防署左ノ通之ヲ指定ス

正三 告示第六十九號 第五消防署

第一消防署

○第一消防署 日本橋區坂本町

署長 從七、勳六河田 莊太郎

消防士十 日坂本四〇

消防機關士九 原田 悅藏

○第二消防署 芝區愛宕町三丁目

署長 伊藤源三郎

消防士七 藤田惣三郎

消防機關士十 岡村 傳藏

○第三消防署 麴町區麴町十丁目

署長 (月三三) 從七、勳六小泉壽之助

消防士 (月三三) 五功五 勳七、功六濱津 新藏

消防機關士 (月三三) 勳八伊藤篤太郎

○第四消防署 本郷區本富士町

署長 五 從七、勳七谷口 直志

(月三三) 市村左源太

○第五消防署 下谷區北稻荷町

署長 從七前田 豐彦

消防士 (月三三) 下北稻荷四七

消防機關士九 里吉久次郎

○第六消防署 深川區東森下町

署長 正八、勳八岩佐 義一

消防士 (月三三) 大平八、勳八岩佐 義一

消防機關士 (月三三) 勳七平山東一郎

貴族院事務局 (Faint text, mostly illegible)

衆議院事務局

麹町區内幸町

議院法 明治二十二年(抄)

衆議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ委任トス

書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

衆議院事務局官制 明治二十三年七月(抄)

衆議院事務局ノ職員ハ左ノ如シ

書記官長 專任三人

書記官 十八人

速記技手 十八人

守衛長 一人

守衛番長 一人

書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス

局中ノ分課及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム

一書記官ハ書記官長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記録筆記印刷庶務會計等ニ關スル事務ヲ分掌ス

一書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務ヲ代理ス

一屬及速記技手ハ判任トス書記官長ノ定ムル

衆議院事務局

所ニ依リ各其ノ事務ニ從フ

一守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス

一守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一衆議院事務局ニ屬定員以內ニ於テ技手二人ヲ置クコトヲ得 明治三十年十一月

一書記官長ニ屬 正五、岡崎 國臣

書記官 議事課長兼秘書課長 警務課長 長文官普通試驗委員 寺田 榮

書記官 普通懲戒委員 赤青山南三三四五

書記官 從四、勳三

書記官 委員課長兼速記課長 庶務課長 圖書館長 議事課長 津久井利行

書記官 委員課長 普通懲戒委員 主任從五、勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

書記官 委員課長 勳六

[Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

○文官高等懲戒委員會

麹町區永田町樞密院事務所内

文官懲戒令

明治三十三年三月(抄)
勅令第六十三號

- 一 文官高等懲戒委員會ハ委員長一人委員六人ヲ以テ組織ス
- 一 委員長ハ樞密顧問官ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所長官、勅任行政裁判所評定官、勅任判事及其ノ他ノ勅任文官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス
- 一 委員會ニ豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス
- 一 委員會ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 一 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス
- 一 委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス
- 一 委員中事故アルトキ又ハ關員アルトキハ委員長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス
- 一 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス
- 一 委員及豫備委員中關員アリテ補闕ノ爲任命セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス
- 一 委員長及委員ハ左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス
 - 一、其ノ官職ヲ失ヒタルトキ
 - 二、委員會所在地以外ニ任所ヲ轉シタルトキ
- 一 委員會ニ幹事一人ヲ置ク
- 一 幹事ハ高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

文官高等懲戒委員會

- 一 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員會ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ統理ス
- 一 委員會ニ書記三人ヲ置ク
- 一 書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス
- 一 書記ハ幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

委員長 樞密顧問官 蜂須賀茂韶

行政裁判所長官 法學博士 岡野敬次郎

行政裁判所評定官 窪田靜太郎

内務次官 久保田政周

法制局長官 法學博士 高橋作衛

大藏次官 菅原通敬

判事 大倉鈕藏

豫備委員 文部次官 福原鏝二郎

農商務次官 上山滿之進

遞信次官 湯河元臣

判事 磯谷幸次郎

行政裁判所評定官 關口健一郎

樞密院書記官 入江貫一

顧問 東京帝國大學醫科 青山胤通

大學教授 醫學博士 正五、齋田山根正次

書記 樞密院書記官 小林榮吉

樞密院書記官 野田松次郎

高等捕獲審檢所及捕獲審檢所

捕獲審檢令 明治二十七年八月(抄)

第一章 捕獲審檢所、高等捕獲審檢所

第一條 捕獲事件ハ第一次ニ於テ捕獲審檢所、第二次ニ於テ高等捕獲審檢所之ヲ檢定ス

第二條 各捕獲審檢所ニ長官一人及評定官八人ヲ置ク

長官ハ勅任判事ヲ以テ之ニ補ス

評定官ハ左ノ各號ニ掲ケタル者ヨリ之ニ補ス

一 判事

二 海軍將校

三 海軍省參事官及主理

四 法制局參事官

五 外務省參事官、外務書記官、外交官及領事官

第三條 高等捕獲審檢所ニ長官一人及評定官十八ヲ置ク

長官ハ樞密顧問官ヲ以テ之ニ補ス

評定官ハ中一人ハ樞密顧問官、二人ハ海軍將官、三人ハ大審院ノ判事、一人ハ法制局長官、一人ハ外務省政務局長、二人ハ其ノ他ノ高等行政官ヲ以テ之ニ補ス

第四條 捕獲審檢所長官及高等捕獲審檢所長官ハ各其ノ審檢所ノ事務ヲ總理シ自ラ審檢ノ首席トナリ其ノ下ニ各其ノ審檢所ノ評定官ニ首席ヲ命スルコトヲ得

第五條 各捕獲審檢所ニ檢察官三人、高等捕獲審檢所ニ檢察官二人ヲ置ク

檢察官ハ主理、檢事及高等行政官ノ中ヨリ之ニ補ス

第五條ノ二 高等捕獲審檢所ニ專任事務官二人ヲ置ク

事務官ハ委任トシ其ノ官等及俸給ハ各省書記官ノ例ニ依ル

第六條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ長官、評定官及檢察官ハ内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ之ニ補ス

第七條 各捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ニ書記ヲ置ク

書記ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之ヲ命ス

第八條 各捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官ヲ併セテ五人以上ノ列席會議ヲ要ス但内二人ハ判事ヨリ補セラレタル者タルヘシ

第九條 捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官ヲ併セテ七人以上ノ列席會議ヲ要ス

第十條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ開閉ハ臨時勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 高等捕獲審檢所ハ之ヲ東京ニ置ク捕獲審檢所ノ位置ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 捕獲審檢手續

第十條 拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ指揮官ハ拿捕シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致シ又ハ代理士官ヲ其ノ船内ニ乗込マシメ同港ニ回港ヲ命シ到達ノ上供述書ヲ添ヘ之ヲ審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難キ事由アルトキハ供述書ノミヲ提出スルコトヲ得

第十一條 供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由並ニ其ノ行

爲ノ正當ナルヲ證スヘキ一切ノ事實ヲ記載シ之ニ拿捕シタル船舶ノ船長若クハ海員ヨリ受取り又ハ其ノ船内ニ於テ發見シタル一切ノ帳簿及書類ヲ添附スヘシ

第十一條 捕獲審檢所長官第十條ノ供述書ヲ受取りタルトキハ其ノ事件ニ付キ評定官ノ一名ヲ指名シテ擔任評定官トスヘシ

擔任評定官ハ直ニ指揮官又ハ代理士官並ニ拿捕セラレタル船舶ノ船長ノ面前ニ以テ提出書類ヲ開封シ其ノ目錄ヲ調製スヘシ

擔任評定官前項ノ手續ヲ了ヘタルトキハ拿捕シタル船舶及其ノ搭載物件ヲ臨檢シテ船長ヲ立會ハシテ詳細ナル物件目錄ヲ調製スヘシ

前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ニ依ラサルコトヲ得

第十二條 擔任評定官ハ拿捕セラレタル船舶ノ船長及海員ノ申供ヲ聽取り又必要ト認ムルトキハ拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ乘員並ニ拿捕セラレタル船舶ノ乗客ノ申供ヲ聽取り書記ヲシテ筆記セシムヘシ

第十三條 擔任評定官必要アリト認ムルトキハ鑑定人ヲ命シ事項ヲ指定シテ之ヲ鑑定セシムルコトヲ得

第十四條 擔任評定官拿捕ノ全部若クハ一部ヲ捕獲トスヘキカ又ハ解放スヘキカヲ檢定スルニ必要ト認ムル事實ヲ調査ラ了ヘタルトキハ其ノ調査書ヲ作リ之ニ第十條ノ供述書及其ノ附屬書類ヲ添ヘ捕獲審檢所檢察官ニ送付スヘシ

第十五條 檢察官ハ檢定ニ屬スル意見書ヲ作リ其ノ送付ヲ受ケタル一切ノ書類ヲ添ヘ捕獲審檢所ニ提出スヘシ

檢察官意見書ヲ作ル爲ニ必要トスルトキハ
事項ヲ指定シテ其ノ調査ヲ擔任評定官ニ求
ムルコトヲ得
第十五條 檢察官ノ意見書ニ於テ拿捕シタル
物件ヲ即時解放スヘキ旨ヲ主張シ捕獲審檢
所ニ於テモ亦之ヲ正當ト認ムルトキハ捕獲
審檢所ハ即時解放ノ檢定書ヲ作り之ヲ檢察
官ニ送付スヘシ
第十六條 檢察官ノ意見書ニ於テ捕獲ト檢定
スヘキコトヲ主張スル場合竝ニ捕獲審檢所
ニ於テ檢察官ノ即時解放ヲ主張スル意見書
ヲ不當ト認ムル場合ニ於テハ捕獲審檢所ハ
公告ノ手續ヲ爲スヘシ
前項ノ公告ニハ利害關係人ハ官報公告ノ翌
日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ訴
願スルコトヲ得ル旨ヲ記載シ之ヲ官報及帝
國內ニ於テ外國語ヲ以テ發刊スル二種以上
ノ新聞紙ニ掲載スヘシ
前項ノ期間内ニ訴願書ヲ差出ス者ナキトキ
ハ捕獲審檢所ハ直ニ審檢ノ手續ヲ爲スヘシ
但檢察官ノ申請アルトキハ別ニ審檢ノ手續
ヲ爲サス直ニ檢定ヲ爲シ檢定書ヲ檢察官ニ
送付スヘシ
第十六條ノ二 不法ノ拿捕ニ因リ直接ノ損害
ヲ受ケタリトスル者ハ捕獲審檢所ニ其ノ賠
償ノ訴願ヲ提起スルコトヲ得
前項ノ訴願ハ即時解放ノ檢定ヲ爲シタル場
合ニ於テハ檢定ノ要旨ヲ官報ニ掲載シタル
翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ他ノ場
合ニ在リテハ第十六條第二項ノ規定スル期
間内ニ之ヲ爲スヘシ
第十七條 訴願書ニハ訴願ノ要旨ヲ述ヘ其ノ
證據ト爲ルヘキ書類物件ヲ添附スヘシ

訴願人ハ帝國ノ辯護士ニ限り之ヲ代理人ト
爲スコトヲ得
第十七條ノ二 訴願人又ハ其ノ代理人捕獲審
檢所所在地ニ住所ヲ有セザルトキハ書類ノ
送達ヲ受クル爲其ノ所在地ニ假住所ヲ定メ
捕獲審檢所ニ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ爲サザルトキハ書類ノ送達ハ
郵便ニ付シテ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ本令
ニ定メタル期間ハ郵便ニ付シタル日ヨリ起
算ス
第十八條 訴願期間内ニ訴願書ヲ差出シタル
モノアルトキハ日時ヲ指定シテ口頭審問ヲ
開キ檢察官及訴願人ヲシテ陳述ヲ爲サシム
但訴願人許可ヲ得シテ開席シタルトキハ
關席ノ儘審問ヲ開クコトヲ得
口頭審問ヲ了ヘタルトキハ檢定書ヲ作り直
ニ又ハ日時ヲ指定シテ之ヲ宣告スヘシ但訴
願人ノ出席ヲ必要トセス
第十九條 捕獲審檢所ニ於テ檢定ニ至ルマテ
ノ間更ニ證據調査ヲ必要トスルトキハ其ノ
調査ヲ擔任評定官ニ命スルコトヲ得
檢察官及訴願人ハ檢定ニ至ルマテノ間新ナ
ル事實及證據ヲ提出スルコトヲ得
前二項ノ場合ニ於テ捕獲審檢所ハ必要アリ
ト認ムルトキハ更ニ口頭審問ヲ開クコトヲ
得
第二十條 前數條ノ外捕獲審檢所ノ審檢ノ手
續ニ關スル規程ハ同審檢所ノヲ定ム
第二十一條 檢察官及訴願人ハ捕獲審檢所ノ
檢定ニ對シ高等捕獲審檢所ニ抗議ヲ爲スコ
トヲ得
第二十二條 抗議ノ期間ハ檢定宣告又ハ檢定
書送付ノ翌日ヨリ起算シテ二十日トス

第二十三條 抗議ハ抗議書ヲ捕獲審檢所ニ提
出シテ之ヲ爲スヘシ
抗議書ニハ抗議ノ要旨ヲ述ヘ其ノ理由ヲ詳
記スヘシ
訴願人ノ抗議書ニハ帝國ノ辯護士ノ記名ヲ
要ス
第二十三條ノ二 捕獲審檢所ハ方式ニ違ヒ又
ハ期間ヲ經過シタル抗議ハ之ヲ却下スヘシ
方式ニ違ヒタル場合ニシテ年月日宛名其
ノ他重要ナラサル事項ニ付テハ捕獲審檢所
ハ補正ヲ命スルコトヲ得
第二十四條 捕獲審檢所ハ前條ニ依リテ却下
スヘキ場合ヲ除ク外檢察官ノ抗議書ハ其
ノ附本ヲ訴願人ニ送達シ訴願人ノ抗議書ハ
之ヲ檢察官ニ示シ十日ノ期間内ニ答辯書ヲ
差出サシム
前項訴願人ノ答辯書ニハ帝國ノ辯護士ノ記
名ヲ要ス
第二十四條ノ二 捕獲審檢所必要アリト認ム
ルトキハ第十六條第十六條ノ二第二十二條
及第二十四條ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
第二十五條 答辯期間ヲ經過シタルトキハ捕
獲審檢所ハ抗議ノ書類ヲ高等捕獲審檢所ニ
回送スヘシ
高等捕獲審檢所ニ於テ更ニ事實者クハ證據
ノ調査ヲ要スト認ムルトキハ前項ノ書類ヲ
捕獲審檢所ニ返送シテ調査ヲ命ス
捕獲審檢所ハ擔任評定官ヲシテ前項ノ調査
ヲ爲サシム其ノ書類ハ之ヲ高等捕獲審檢所
ニ提出スル前檢察官及訴願人ニ示スヘシ
第二十六條 高等捕獲審檢所ハ書類ニ依リ檢
定ヲ爲シ檢定書ノ附本ヲ原檢定ヲ爲シタル
捕獲審檢所ノ檢察官及訴願人ニ送付スヘシ

第二十六條ノ二 捕獲審檢所及高等捕獲審檢
所ノ檢定確定シタルトキハ其ノ要旨ヲ官報
ニ掲載スヘシ
第二十六條ノ三 捕獲審檢所及高等捕獲審檢
所ニ於テハ日本語ヲ用フ
日本語ニ通セザル者ヲ取調フルトキハ通事
ヲ用フルコトヲ得
第二十七條 高等捕獲審檢所ノ審檢ノ手續ニ
關スル規程ハ同審檢所ノヲ定ム
第二十八條 捕獲ト檢定セラレタル物件ハ國
ノ所得トス
第二十九條 捕獲審檢所ハ拿捕シタル船舶及
貨物ノ保管ヲ檢定執行ニ至ル迄ノ間海軍軍
衛ニ委託スヘシ
海軍軍衛ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項
ノ船舶及貨物ヲ保管スヘシ
第三十條 檢定ノ執行ハ捕獲審檢所ノ檢察官
之ヲ爲ス
捕獲審檢所ノ檢察官ハ檢定ノ執行ニ關シ海
軍軍衛ノ援助ヲ求メ及警察官吏ヲ使用スル
コトヲ得
第三十一條 本章ノ規程ハ特別ノ事情ニ依リ
船舶ヲ引致セサル場合ニ於テモ施行シ得ヘ
キ範圍ニ於テ之ヲ準用ス

○高等捕獲審檢所
長官 樞密顧問官文學博士 細川潤次郎
評定官 樞密顧問官法學博士 都筑馨六
判事馬場 愿治

○佐世保捕獲審檢所
長官 樞密顧問官文學博士 野田松次郎
評定官 樞密顧問官法學博士 高橋治俊
判事手塚 太郎
外務書記官法學博士 長岡春一

判事鶴 丈一郎
判事横田 秀雄
判事高橋 作衛
判事内曾次郎
判事田重次郎
判事池重次郎
判事山重次郎
判事本真治
判事松本 英義
判事木喜三郎
判事川端 夫
判事上兵治
判事江貫一

海軍中佐小松 直幹
判事谷岡 熊吉
主理松岡 温
判事武田乙次郎
判事小山 松吉
主理染川源之丞

卅-64-23

<p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p>	<p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p>	<p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p> <p>山田 大</p> <p>山田 中</p> <p>山田 小</p>
---	---	---

高等捕獲番檢所

佐世保捕獲番檢所

一三六四



